

渋谷区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

※本基準は、渋谷区特定教育・保育施設等指導検査実施要綱の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は除く。）の指導検査基準として定める。なお、本基準は、各項目に規定する内容のほか、東京都が定める認可外保育施設に対する指導監督要綱の規定に基づく最新の基準を包含するものとする。

※令和7年1月1日適用

指導検査基準中の評価区分

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる
B	口頭指導	1 関係法令等以外の法令又は通知に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。
		2 前項の規定にかかわらず、当該違反が、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。
		3 関係法令等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
2 利用料及び特定費用の額の受領	1
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	2
4 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	3
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	3
6 秘密保持等	4
7 記録の整備	4
8 電磁的記録等	5

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)	法
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)	平26府令39

渋谷区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	1 平26府令39第54条	1 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録していない。	C
				2 記録された内容が不十分である。	B
2 利用料及び特定費用の額を受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 3 特定子ども・子育て支援提供者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面または当該書面に係る電磁的記録により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払を受けているか。 1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 1 あらかじめ、支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面または電磁的記録により明らかにしているか。また、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	1 平26府令39第55条第1項 1 平26府令39第57条 1 平26府令39第55条第2項 2 平26府令39第62条第1項	1 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けていない。	C
				2 利用料の受領が不十分である。	B
				1 区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けていない。	C
				2 利用料の受領が不十分である。	B
				1 求める事項を書面等により明らかにしていない。	C
				2 施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。	C
				3 支払いを求める書面等の記載内容が不十分である。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、平26府令39第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、平26府令39第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	1 平26府令39第56条第1項	1 支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付又は口座振替の記録等により管理していない。	C
				2 領収証の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。	B
				3 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載されていない。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、平26府令39第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料の額から、区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	1 平26府令39第57条	1 区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付又は口座振替の記録等により管理していない。	C
				2 領収証の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。	B
				3 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載されていない。	C
	3 平26府令39第56条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	1 平26府令39第56条第2項	1 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。	C
				2 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。	B
				3 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	4 法第30条の11第3項の規定により区から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、区及び施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。	1 区及び施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、施設等利用費の額を通知しているか。	1 平26府令39第57条	1 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額を通知していない。 2 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額の通知が不十分である。 3 特定子ども・子育て支援提供証明書・施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。	C B B
4 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとした際に通知をしているか。	1 平26府令39第58条	1 区へ通知していない。	C
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	1 平26府令39第59条	1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 施設又は事業所の職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	1 平26府令39第60条第1項	1 正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	1 平26府令39第60条第2項	1 職員であった者が、正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	C
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。 この文書による同意については、あらかじめ保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織(提供者の使用に係る電子計算機(コンピューター等)と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線(インターネット等)で接続したもの)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により得ることができる。この場合において、提供者は、当該文書による同意を得たものとみなす。	1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書または電磁的方法により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	1 平26府令39第60条第3項 2 平26府令39第62条第6項	1 施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書等により施設等利用給付認定保護者の同意を得ていない。	C
7 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 平26府令39第61条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、平26府令39第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び平26府令39第58条の規定による区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供の記録を整備し、保存しているか。 2 区への通知に係る記録を整備し、保存しているか。	1 平26府令39第61条第2項	1 記録を整備・保存していない。 2 記録の整備・保存が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
8 電磁的記録等	<p>1 提供者は、運営基準の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録(HD、CD、DVD等)により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて電磁的方法(メール、HP、電磁的記録媒体等)により提供することができる。</p> <p>この場合において、提供者は当該書面等を交付または提出したものとみなす。</p> <p>なお、電磁的方法により提供する際は、あらかじめ、保護者に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>① 運営基準第62条第2項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p>	<p>1 電磁的方法により提供する際は、あらかじめ保護者から文書または電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>2 電磁的方法の種類および内容を明示しているか。</p>	<p>1 平26府令39第62条第2項、第4項</p>	<p>1 あらかじめ承諾を得ず電磁的方法で提供している。</p> <p>1 電磁的方法の種類および内容を明示していない、または明示が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
	<p>2 電磁的方法により提供する場合は、保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>1 保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるか。</p>	<p>1 平26府令39第62条第3項</p>	<p>1 記録を出力することによる文書を作成できない。</p> <p>2 一部記録を出力することによる文書を作成できない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>3 運営基準第62条第4項の規定による承諾を得た提供者は、保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、保護者に対し、電磁的方法によって提供してはならない。</p>	<p>1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした保護者に対して電磁的方法による提供を行っていないか。</p>	<p>1 平26府令39第62条第5項</p>	<p>1 電磁的方法により提供している。</p>	<p>C</p>